



市民後見人が拓く参加し、共生する社会

令和5年度 権利擁護支援シンポジウム

同志社大学 永田祐

CONTENT

今日の構成

- **Part1 どうして市民後見人の活躍が重要なのか？**
 - 第二期成年後見制度利用促進基本計画や制度の現状を踏まえながら、市民後見人の役割を考えます。
- **Part2 市民後見人の可能性**
 - 権利擁護支援に市民が参加することの意義を考えるとともに、後見制度の担い手だけではない、市民後見人の可能性を考えます。

市民後見人とは？

- 「判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人」。
- **親族でも専門職でもなく、「市民」が後見人になる意味は？**
 - 同じ地域に暮らす市民として、**本人寄り添い型の後見活動**を行うことが期待されている。→後ほど詳しく考えます。
- **市民後見人に適切な事案とは？**
 - 一般的に①財産が比較的少額で、②紛争などがなく、③専門性が要求されない場合に、**他の第三者後見人にはない優位性があるとされる。**
- ただし、責任の重い活動であることから、市町村等が養成研修を行い、**助言や支援する仕組み**が整備されていることを前提に、家庭裁判所は市民後見人を選任している。

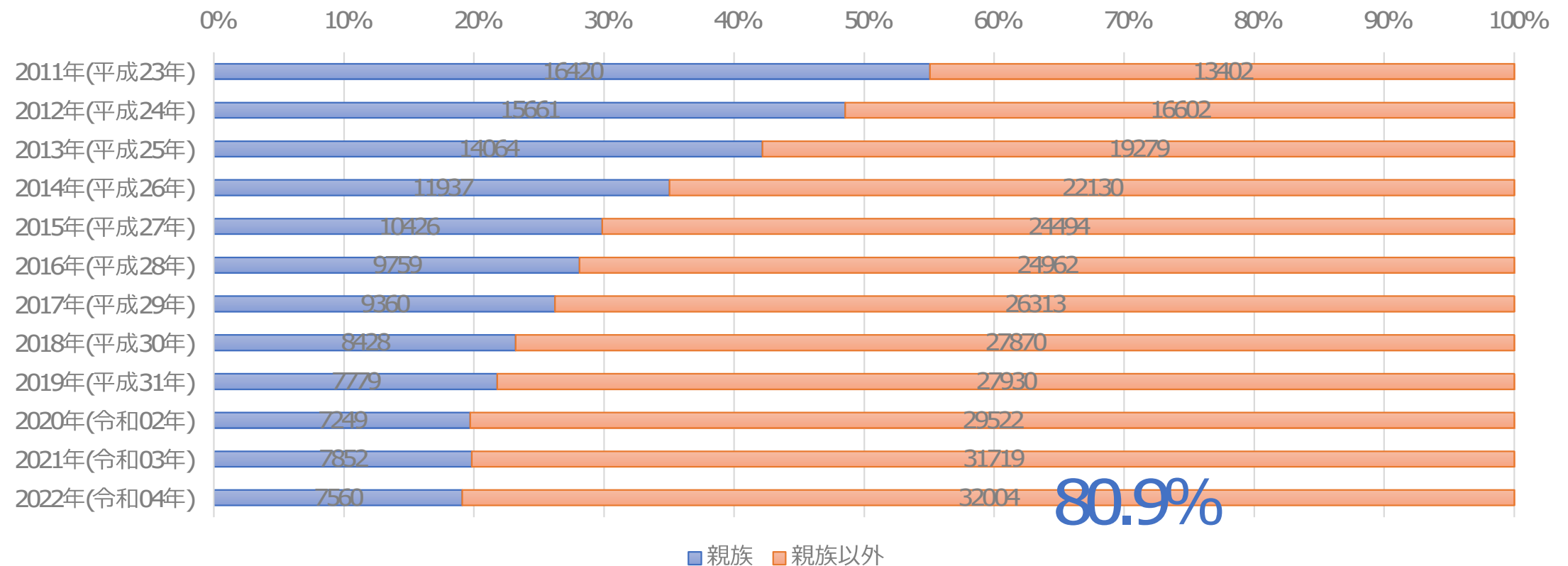
Part1

どうして市民後見人の活躍が必要なのか

第二期成年後見制度利用促進基本計画や制度の現状を踏まえながら、市民後見人の役割を考えます。



親族が後見人をしてくれば良い？



- 親族が後見人等に選任される割合は年々減少。2020年には2割を切っている。
- 令和2年から「親族が成年後見人等の候補者として申立書に記載されていた割合」が公表されるようになったが、令和4年は23.1%である。申立ての時点で、親族後見人が期待できない事案が増加していることが推測できる。

出所：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年より作成

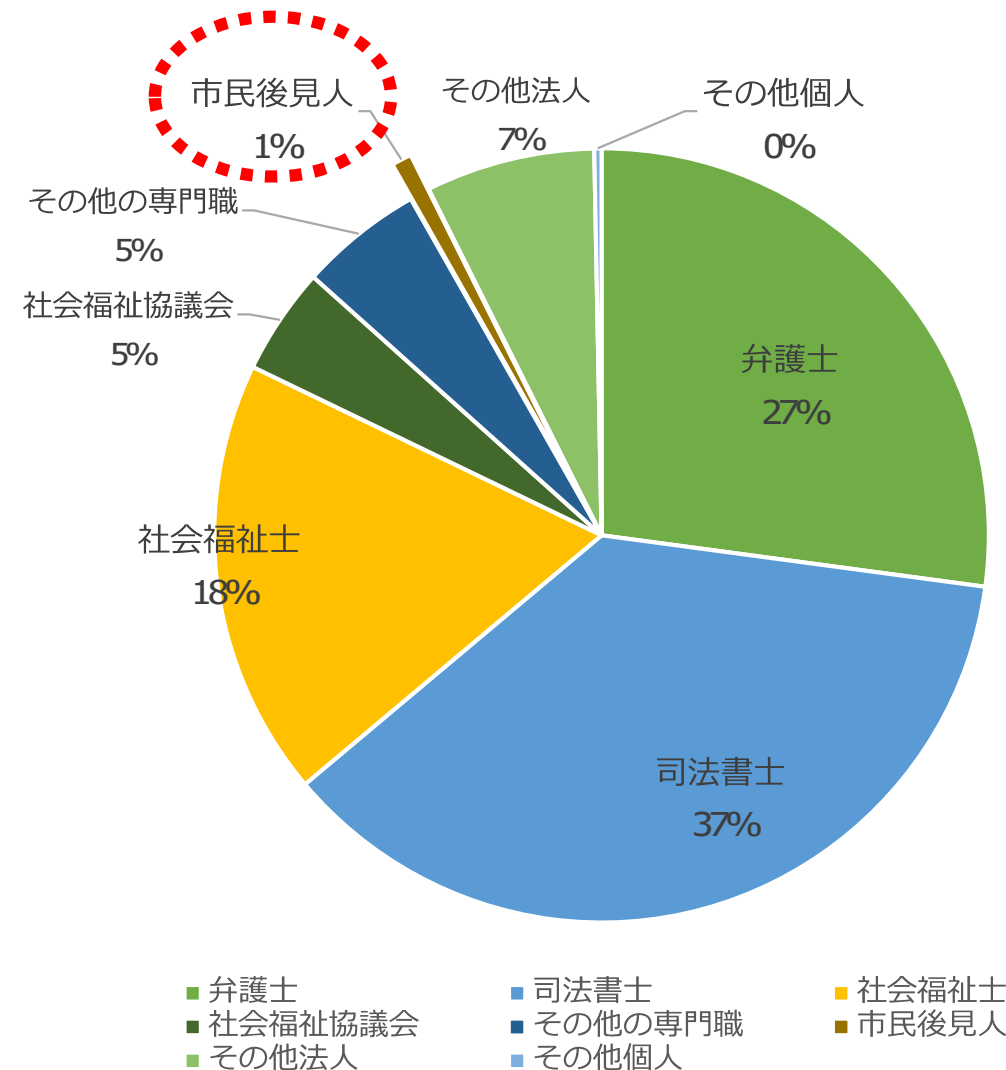
専門職が後見人をしてくれば良い？

- 「成年後見人等と本人との関係別件数」をみると、第三者後見人のうち、弁護士、司法書士、社会福祉士の三職種が、**8割強**を占める。
- 令和4年度の市民後見人の選任数は、271人（0.8%）にすぎない。



- 専門職がやってくれるならそれでよいのでは？**
- 確かに、専門職後見人が増加したことは、「成年後見の社会化」という意味で悪いことではない。。

出所：最高裁判所事務総局家庭局「令和4年度 成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」より作成



市民後見の活動領域

- 市民後見人が求められているのは、専門職後見人が不足しているからではない。市民にふさわしい事案があり、それに対応するため、その活躍の支援が求められている。

- 『専門家会議において、本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や市民後見人を選任し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時期に限定的に選任すべきという指摘が多数あった。このことを踏まえ、全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある』（第二期成年後見制度利用促進基本計画、p.51）。

専門職が後見人等になることが必要な場合

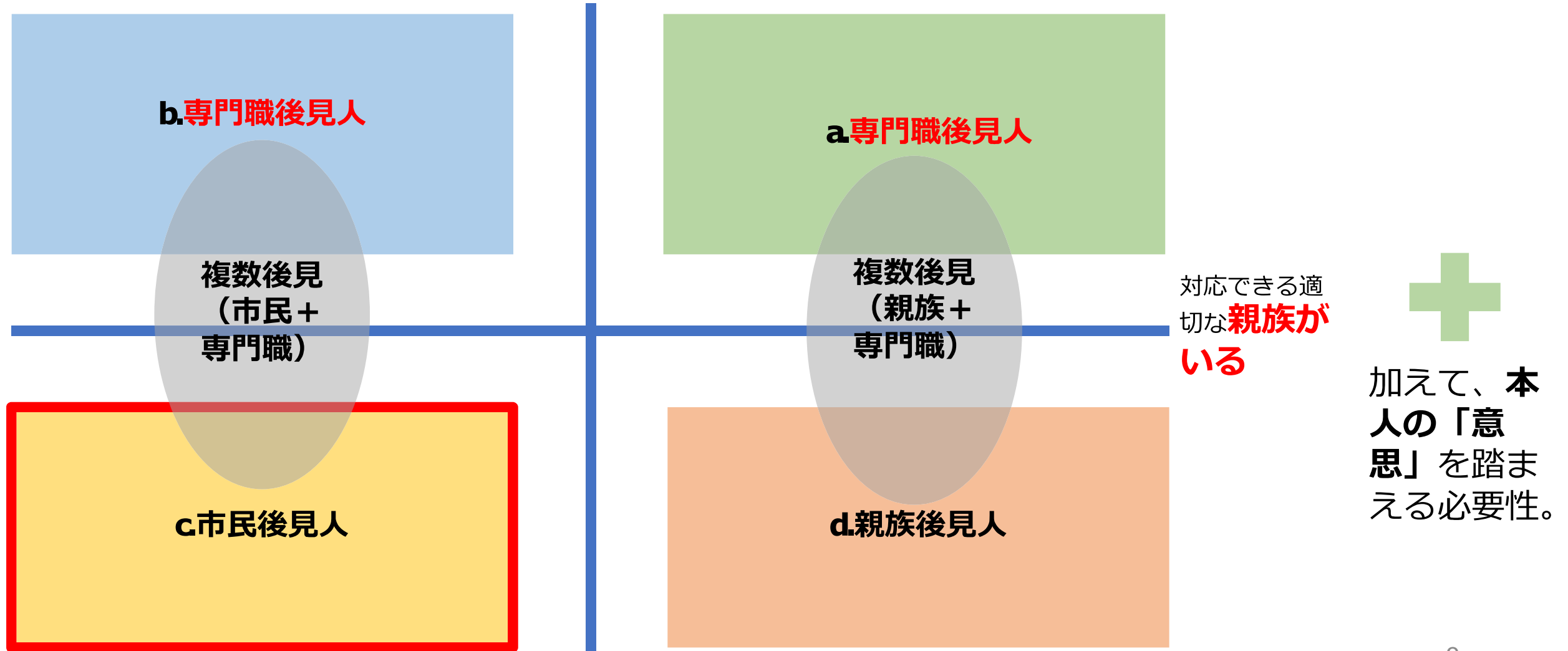
- 「第三者後見人」として「**専門家**」が必要な場合とは？
 - 財産管理や後見人候補者をめぐる「**家族内・親族内の対立・不和**」がある場合。
 - 遺産分割協議といった「**専門家による法的な対応**」が必要な場合。
 - 虐待からの保護、借金、多重債務問題への対応、消費者被害からの保護といった「**専門家による権利擁護**」が必要な場合など。

(出所) 税所真也 (2020) 「成年後見の社会学」 勁草書房.

- →こうした専門性が必要なかったり、解決したら、専門職が後見人を続ける必然性は低くなる。

「適切な後見人」とは

(権利擁護ニーズに対する) **専門的対応の必要性**



永田祐 (2022) 「適切な後見人の選任及び交代 地域連携ネットワークの役割と福祉と司法の連携に焦点を当てて」 『実践成年後見』 第97号、3-13.

選任を進めるためには

- 市民後見人を育成、支援する体制の整備

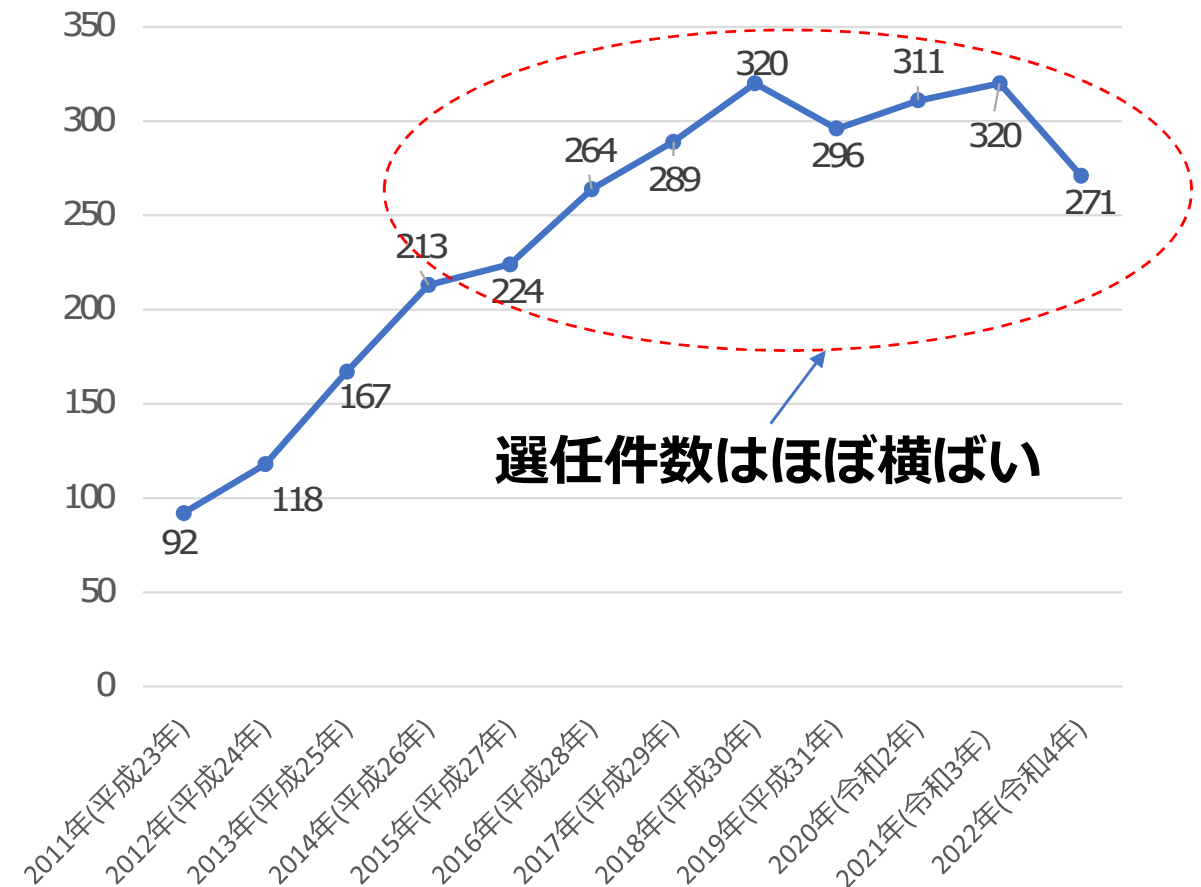
養成

選任

選任後

- 市民後見人の**養成**。
- 家裁等への推薦等を担うことができる**中核機関**を整備すること。
- 相談・助言体制の整備（専門相談などを含む）。
- 家庭裁判所との連携
 - 候補者を推薦しても、家裁が選任しないと意味がないので、選任イメージを共有すること。

市民後見人の選任の推移



出所：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年より作成

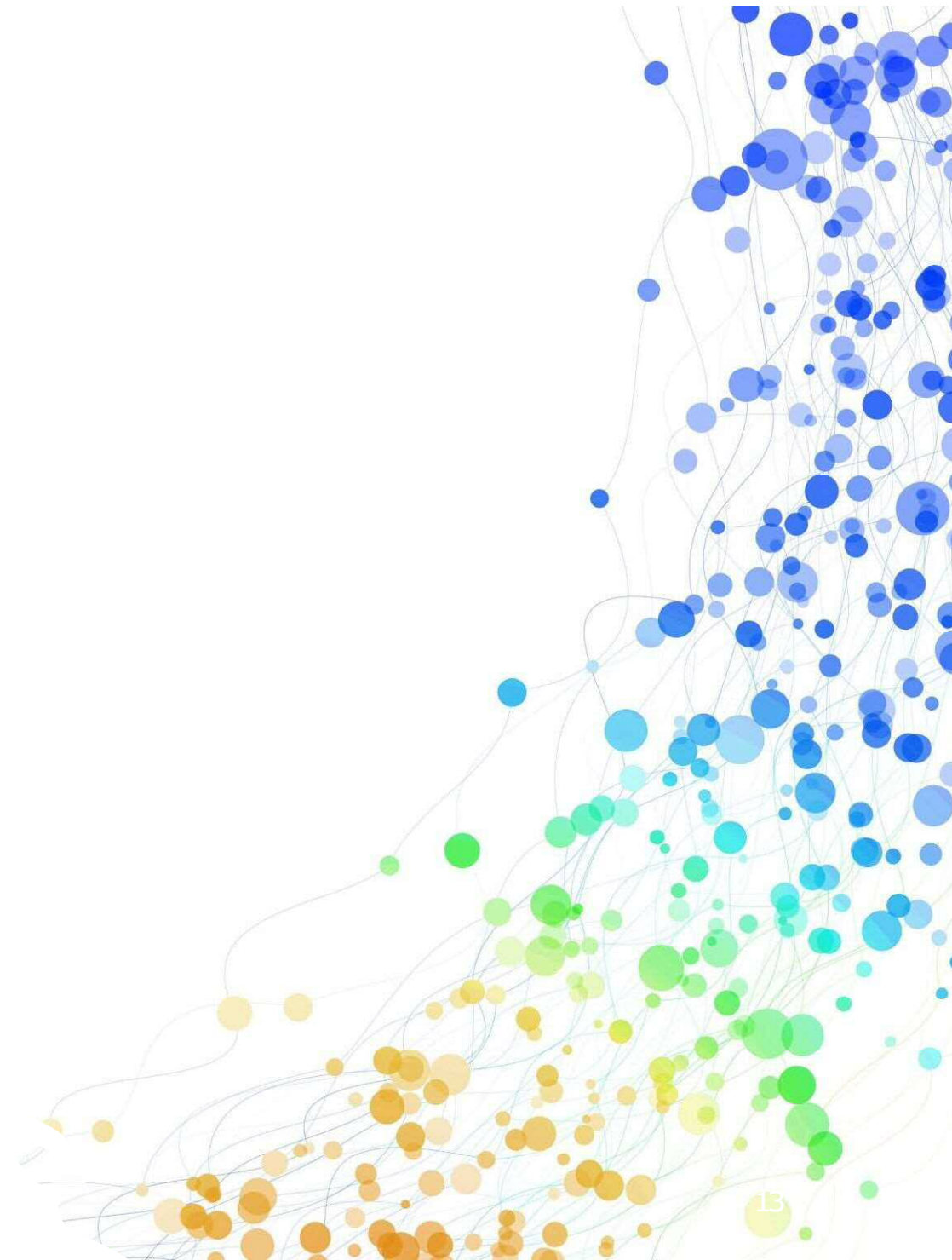
専門家会議での意見

- 「市民後見人の育成については、担い手確保という視点ではなく、地域づくり（地域共生社会の実現に資する人材養成や社会参加）という視点で行うことが重要」 → 基本認識
- 「市民後見人の育成を各市町村が実施することは、その運営を通じて後見制度の運用を熟知し、家裁との連携を深め、後見人支援の実績を重ねることになり、中核機関に期待される機能を充実させることに直結する。」 → 市民後見の仕組み作りが体制整備につながる
- 「市民後見人名簿登録者のうち約1割程度しか選任されていない状況は大きな問題。全市町村への展開にあたって、その要因の調査が必要。」 → 運用改善
- 「市民後見人養成研修修了生が意思決定支援のような様々な場で幅広く活躍できるようにすることが必要」
- 「市民後見人の育成が一部の自治体でしかできないことは問題。予算措置を含めた抜本的な強化が図られるべき」 → 体制整備

Part2

市民後見人の可能性

権利擁護支援に市民が参加することの意義を考えるとともに、後見制度の担い手だけではない、市民後見人の可能性を考えます。

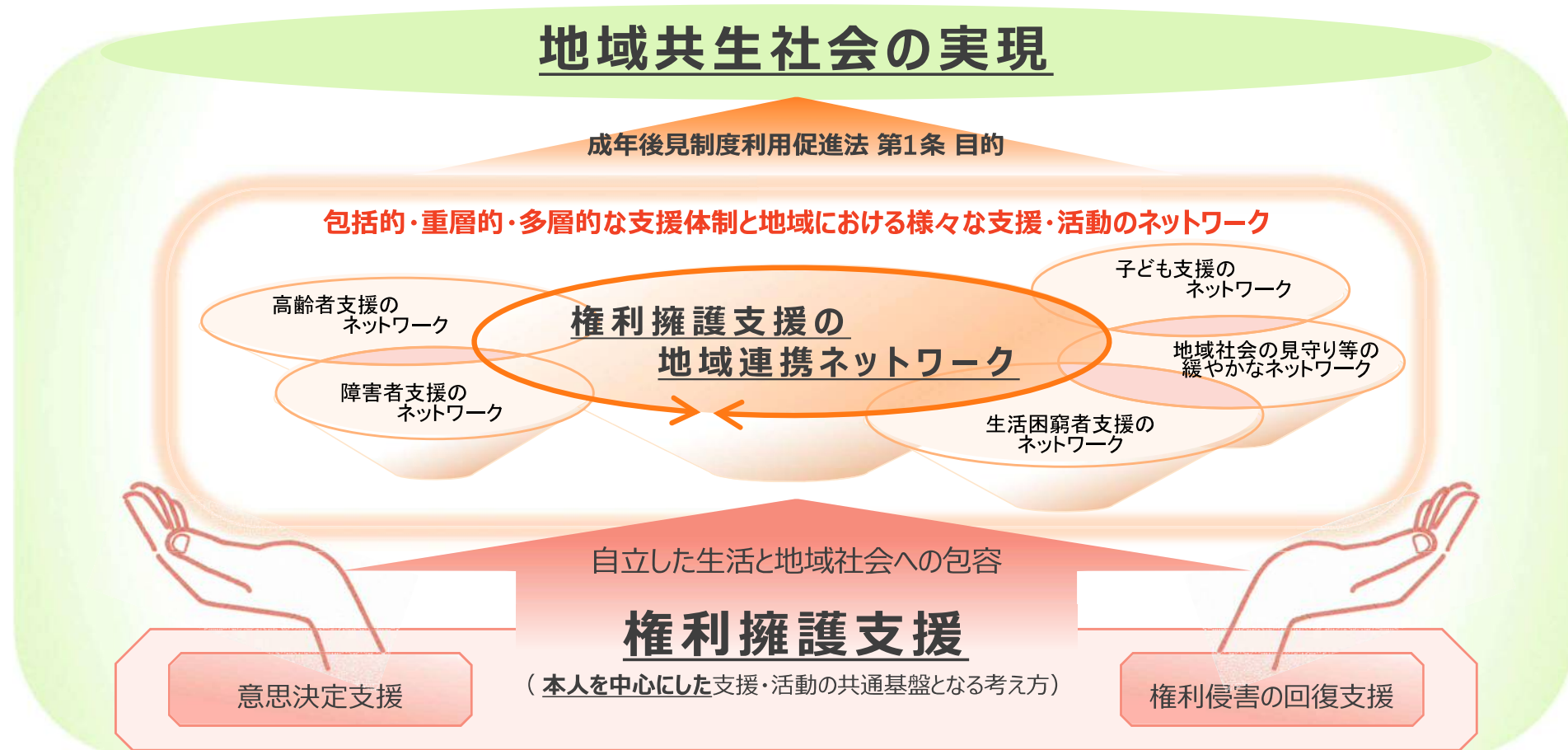


私たちが目指す「権利擁護」とは？

- 「自分が暮らしたい地域で暮らし、住み慣れた地域で一生を終える権利。年齢や障がいの有無にかかわらず、**地域社会において、人とのつながりの中で、自分らしい生き方を求める権利**。このような権利は、憲法13条、14条、22条、25条、国際人権規約をはじめとする国連人権条約・国連諸原則が要請する基本的人権である」（日本弁護士連合会「高齢者・障がいのある人の地域で暮らす権利の確立された地域社会の実現を求める決議」2005年。）
- 擁護される「権利」の中身は、最低限必要な衣食住や生命の確保や、不当な差別や虐待、被害にあわないということだけではない（狭義の権利擁護）。**自分の存在に意味や価値があるところが人との関係の中で認められ、自分らしい暮らしを歩めること（積極的権利擁護）を前提にしたい。**

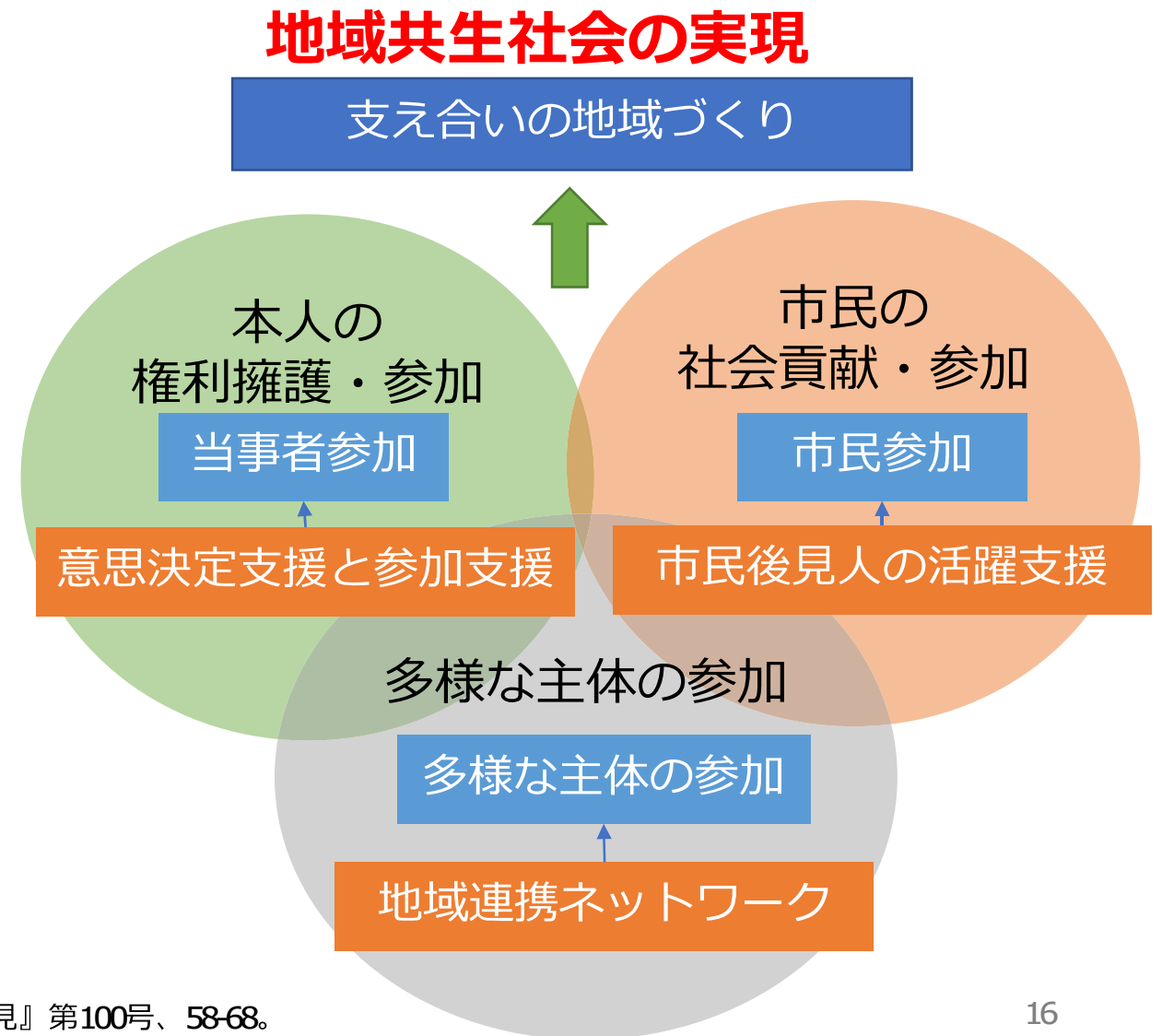
成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

○第二期基本計画では、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める」とされている。→**地域共生社会を実現するために、権利擁護支援を推進していくこと、成年後見制度はその中のしくみの一つであることを明確に位置づけた。成年後見制度を使うことが目的ではなく、その人の暮らしを支えるひとつのしくみとしてこの制度が役割を果たすことができるよう、地域の体制を整備していくことが重要になる。**



第二期基本計画で求められる3つの「参加」

- **当事者参加**
- 支援プロセスへの本人の参加（意思決定支援）と地域社会への参加を地域連携ネットワークや地域の支援ネットワークの共通基盤として位置づける。
- **市民参加**
- 「市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進める」（p.52）。→市民後見を積極的に位置づけ、その活躍（参加）を支援する。
- **多様な主体の参加**
- 多様な主体が参画する地域連携ネットワークによって、当事者および市民の参加を進めていく。



「強い専門性」と「弱い専門性」

- 専門システムは、その機能を利用する利用者に機能に応じた名前を与える（医療＝患者、福祉＝クライアント）。いいかえると、私たちの生活の一部を切り取って、機能を提供する。「専門職」と呼ばれる人たちは、その機能を高め、「強い」専門システムを確立してきた（乏しい生活の視点？）。
- 一方、市民は、患者やクライアントとしてではなく、その人に「人格的に」（〇〇さんとして）関わることで、潜在的な意思や思い、希望を引き出し、支えている（豊かな生活の視点）。

ヘルパーやケアマネジャーは、本当はもっと本人と関わりたくても業務に追われ、じっくり話しを聞く時間が取れないのかなと思います。市民後見人として本人に寄り添うため、「最低でも1時間はじっくり話しを聞くぞ」と訪問していました。何も話すことがない時もありますが、その時は一緒にテレビを見て過ごしました。スポーツ番組を見て、「以前ゴルフをしていた」という話や、好きな芸能人も教えてもらい、本人の好みを知ることができました。本人の好みや考え方、気持ちを知り、寄り添って本人を支える姿勢が市民後見人の強みかと思います。

出所：横浜市健康福祉局福祉保健課・よこはま成年後見推進センター「権利擁護・成年後見制度に関する相談支援事例集 成年後見人等選任後のチーム支援」

市民後見の可能性

• 被後見人にとって

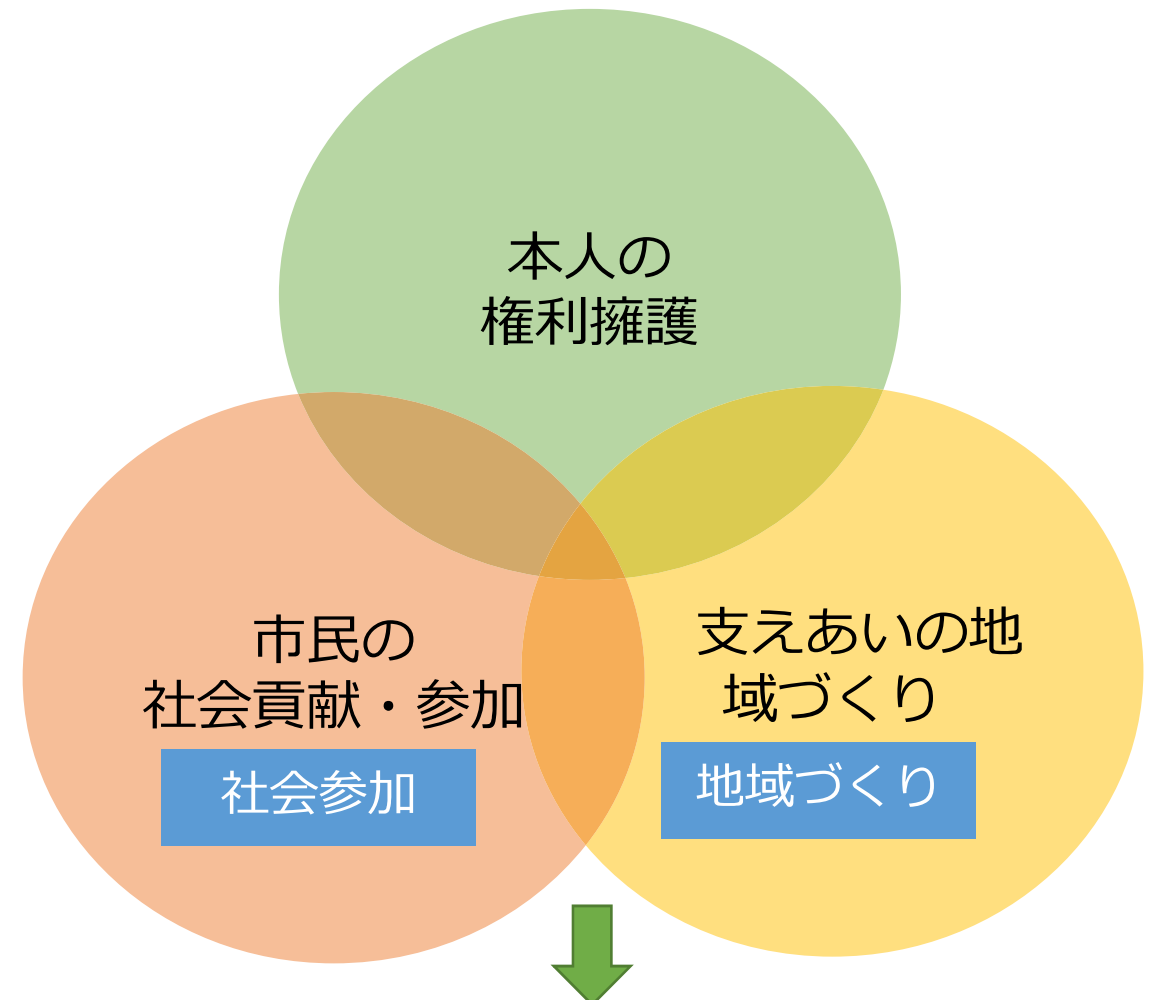
- 市民感覚・市民目線での工夫を凝らした支援（寄り添い型支援）によって、本人の意思決定や参加を支援、実現する。

• 活動者にとって

- これまでの経験を活かした社会貢献・社会参加。

• 地域全体にとって

- 権利擁護の視点を持った市民の広がりが、被後見人が暮らしやすい地域社会につながる。



被後見人の権利擁護と地域共生社会の実現

本人の権利擁護

- 「定期訪問は、毎回時間を変えていくようにしています」
 - 「本人がかつて住んでいた地域に出向き、まちの様子を話しながら本人の関心事を探しています」
 - 「本人のかつての趣味であった写真をヒントに、デジカメをもっていき写真を見ながらお話しをしています」
-
- 生活が安定している場合でも、思いや希望を、様々なチャンネルから読み取ることで、**潜在化している意思の確認に努め、その決定を支援している。**
 - 孤立状態にある人にとって、後見人とのつながりが**新たな社会関係になる。**
 - 市民後見人の身上保護を大切にした寄り添い型支援活動は、**他の後見人や支援者の意識の変革にもつながっている。**

社会貢献・参加

- 「社会貢献に責任とやりがいがある。私自身が元気をもらっている。」
 - 「もし後見人にならなければ、私的な世界に閉じこもっていただけになっていたかもしれない。社会とのつながりが広がった。」
 - 「自分の経験や知識を活かすことできて、やりがいを感じる」
 - 「後見活動を通じて、社会福祉を学ぶ機会にもなっている。」
 - 「人生の先輩である被後見人さんとの関わりから、多くことを学ばせてもらっている。」
-
- 市民後見人の活動が、これまでの人生を通じて培った経験を活かし、地域の中で**役割を発揮する機会**となっている。
 - 被後見人との関係は、単に「助けるー助けられる」関係ではない。

支え合いの地域づくり

- 「後見活動を通じて、地域の福祉課題にも目が向くようになった。」
 - 「活動の中で学んだことを、他の人にも広げていく活動もしていきたい。」
 - 「後見活動を通じて、他のボランティア活動や地域活動にも参加するようになった。」
-
- 一人ひとりの変化だけでなく、**経験や学びを伝える活動**をしている地域や後見人も多い。
 - 本人が新たな地域福祉の担い手となるだけでなく、市民後見人が増加することが、地域社会における権利擁護意識の向上につながる。

地域共生社会に向けて

- 社会が個人化する中で、家族に頼れない方、身寄りのない方は、これからも増加していく。
- 複雑な財産管理や身上保護を必要としていなくても、法律行為で困るだけでなく、地域で**孤立**している方が増加している。孤立した中での選択や決定は、支援者のお仕着せになりがちになっていしまう（経験の不足やあきらめ、しょうがない...）。
- 判断能力が不十分になっても、最後まで人とのつながりの中で、自分らしく暮らしていくためには、専門職だけでなく、身近なところで寄り添える市民や地域の力が必要になる。
- **権利擁護支援に市民が参加することで、被後見人の暮しだけでなく、自分が変わる、そして、地域社会も変わる**ことが、市民後見の可能性。

市民後見を軸に「3つの参加」を推進する

- 「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」
(社会福祉法第4条「地域福祉の推進」)
- 市民が参加し、被後見人と相互に人格と個性を尊重し合いながら行われる市民後見人の活動は、**共生社会につながる地域福祉の推進そのものである。**
- 活動を展開する市民が困った時に、専門職を「活用」して課題を解決する。
「弱い専門システム」は、「強い専門システム」＝専門性の支えによって頼力を発揮できる。→中核機関などにおける体制整備を通じて、専門職の皆さんには力を発揮してほしい。
- 市民後見人を「活用」するのではなく、市民後見人が「活躍」できる体制をつくり、応援する。市民後見を促進する体制整備が、地域連携ネットワークの一層の充実にもつながる（市民参加による体制整備）。